

# 岐阜競輪場自動販売機設置事業者 選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

岐阜競輪場では、快適な施設とするため、自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置し、観客に飲料水等を提供しているが、その重要な役割を担っている自動販売機の設置事業者の選定を行う。

この岐阜競輪場自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領は、観客及び利用者へのサービスの充実を図ることを目的とし、自動販売機を一括して設置・運営させるため、経験、企画力及び実行力を有する事業者（法人・団体）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な手続き等について定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連資料を提出するものとする。

## 2 自動販売機設置概要

### (1) 名称

岐阜競輪場自動販売機設置

### (2) 内容

別紙「岐阜競輪場自動販売機設置仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 3 年間とし、期間の延長及び更新はしない。（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。）

## 3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) この募集に係る申請から普通財産の貸付契約の手続までの間に岐阜市

競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）に規定する資格停止措置を受けていないこと。

- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税（公租公課）の滞納がないこと。
- (5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しないこと。
- (7) この募集に係る申請を行った日を基準日として前 3 年間に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (8) この募集に係る申請を行った日を基準日として前 3 年間継続して、カップ式飲料、缶・ペットボトル及び食品自動販売機をいずれも設置している実績があること。
- (9) 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。

#### 4 手続き等

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記に示す参加表明書等提出書類を提出すること。

##### (1) 提出期限

令和 5 年 1 月 13 日（金） 17 時 00 分まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### (2) 提出先

岐阜市東栄町 5 丁目 16 番地 1  
岐阜競輪場 競輪事業課 施設係 自動販売機担当

##### (3) 提出書類

- ア 岐阜競輪場自動販売機設置事業者選定に係る参加表明書（別紙「様式第 1 号」）
- イ 暴力団の関与のない旨の誓約書兼承諾書（別紙「様式第 2 号」）
- ウ 企画提案書（別紙「様式第 4 号」を含む。）
- エ 法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書 3 ヶ月以内のもの）  
団体の場合：規約その他これに類するもの、役員及び構成員の名簿
- オ 財務諸表の写し（直近の 2 期分）
- カ 法人市民税の納税証明書（直近 3 ヶ年分。団体の場合は、構成員全員の完納証明書又は未納がないこと分かる証明書）

- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3ヶ年分）
- ク 2 参加資格(8)に該当する者であることを証する書類（契約書の写し等）

(4) 提出部数

企画提案書	10部
財務諸表の写し	2部
その他書類	1部

(5) 提出方法

参加表明書等必要書類を上記場所まで持参または郵送すること。なお、電子メールでの提出は認めないので注意すること。

※ 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を持参すること。

5 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問票（様式第3号）により、必ず電子メールにより提出すること。

宛先電子メールアドレス jigyo@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期間

令和4年12月23日（金）17時00分まで

(3) 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形でホームページに公開する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定の公平性を保てない場合には回答しないことがある。

(4) 質問の回答日

令和5年1月6日（金）

6 企画提案書の内容について

① 会社概要

会社全体の概要（設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業所所在地、事業内容）

② 会社の実績（実績点）

- ・ 自動販売機業務の経営状況
- ・ この募集に係る申請を行った日を基準日として前3年間における公

## 宮競技場への自動販売機設置実績

- ③ 提案価格（価格点）
  - ・ 年間の土地及び建物の貸付料総額及びその内訳を提示すること。
  - ・ 自動販売機の面積（㎡）の小数点第3以下の数字については、仕様書の2の場所ごとに繰り上げるものとする。（別紙「様式第4号」）
  - ・ 水、温緑茶及び冷緑茶の無料の販売、有料席の半額販売について岐阜市に負担を求める場合は、年間の総額及びその内訳を提示すること。（別紙「様式第4号」）
- ④ 提案内容について（内容点）
  - ・ 取扱商品、販売価格
  - ・ 商品の販売体制
  - ・ 故障、問合せ、苦情等の対応
  - ・ 衛生管理
  - ・ 設置する自動販売機の性能
- ⑤ その他の提案内容（独創点）

## 7 提出書類についての留意点

- ・ 用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表などについては、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とする。
- ・ 提出された書類の内容について変更は原則認めない。ただし、誤字、脱字、数字の計算誤り等の軽微な変更については認めるものとする。
- ・ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- ・ 企画提案書は、1社につき1提案とし、分かり易く簡潔に記載すること。なお、評価の公平性を保つため、企画提案書には、事業者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含まないこと。
- ・ 企画提案書には自動販売機のパンフレットや絵、図面を添付すること。そのほかの添付書類については、必要最小限のものとする。
- ・ 提出書類は返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- ・ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しないが、必要な作業の範囲において複製を作成することがある。
- ・ 提出された書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という）に基づき公開する場合がある。

## 8 審査の方法

(1) 岐阜市が設置する「岐阜競輪場自動販売機設置事業者審査委員会」(以下「委員会」という。)で定めた評価基準に基づき、委員会で企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀者1者を選定する。なお、参加事業者が5者を超える場合には、一次審査として書類審査を行い、5者を二次審査実施対象者として選定しプレゼンテーションを実施する。

※ 審査の過程で、企画提案書等の内容につき岐阜市から質問することがある。

### (2) 審査方法

#### ①一次審査

土地の貸付料及び無料湯茶の価格評価点で評価し、上位5者を選定する。

#### ②二次審査

プレゼンテーションを実施後、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

#### 【プレゼンテーションについて】

- ・プレゼンテーションは、1者につき15分とし、企画提案のポイント説明の実施を求める。その後10分程度の質疑応答を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの実施順序は、参加表明があった順番に採用する。
- ・プレゼンテーションの実施に当たり、使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1箇所については、岐阜競輪場において用意する。
- ・プレゼンテーションの日時、場所、留意事項等は、後日文書で通知する。

## 9 審査の基準

### (1) 企画提案者の失格について

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ・応募資格がない者が企画提案書を提出した場合
- ・企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

- ・仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合
- ・本件プロポーザルを公告後、委員会委員に対し接触を求めた者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てその他類似の手続の申立てがなされた場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 評価項目について

「岐阜競輪場自動販売機設置事業者選定」に係る評価項目一覧表（以下「評価項目一覧表」という。）に基づき、各評価項目の点数を算出し、合計する。最高点は、130点とする。

<評価項目一覧表>

評価項目		評価事項	配点	
審査	実績点	・会社の経営状況	10	30
		・自動販売機業務の経営状況	10	
		・公営競技場への自動販売機設置実績	10	
	地域点	・岐阜市内に本店、支店又は営業所を有しているか。	10	10
	価格点	・土地の貸付料	20	40
		・無料湯茶の価格（茶及び消耗品）	10	
		・無料湯茶の価格（水及び消耗品）	10	
	内容点	・取扱商品、販売価格	10	50
		・商品の販売体制（補充、点検等）	10	
		・故障、問合せ、苦情等の対応	10	
・衛生管理		10		
・設置する自動販売機の性能		10		
独創点	・独自の提案でサービス向上に貢献しているか	10	10	
合計				140

10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加者全員に文書で通知する。
- (2) 審査結果は、市ホームページで公表することとし、最優秀者は参加者名と点数を明らかにし、他の参加者については匿名で点数を公開す

る。

(3) 審査結果に対する異議は受け付けない。

#### 11 候補者との協議

8により最優秀者として特定された者（以下「候補者」という。）と岐阜市は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。なお、協議が不調のときは、9により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

#### 12 事業者選定に係る日程

(1) 募集の告示	令和4年12月12日（月）から 令和5年1月13日（金）まで
(2) 質問受付	令和4年12月12日（月）から 令和4年12月23日（金）まで
(3) 質問回答	令和5年1月6日（金）
(4) 提出書類の提出期限	令和5年1月13日（金）
(5) 審査及び決定	令和5年1月下旬以降
(6) 審査結果通知	令和5年1月下旬以降

※ 日程については、岐阜市の都合で変更する場合がある。

#### 13 事務局

〒 500-8144 岐阜市東栄町5丁目16番地1

岐阜競輪場 競輪事業課 施設係 自動販売機担当

電話番号 058-245-3161

電子メールアドレス [jigyo@city.gifu.gifu.jp](mailto:jigyo@city.gifu.gifu.jp)

#### 14 その他

(1) 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 本手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案及び実機検証に要する費用は、全て各提案者の負担とする。

- (5) 本プロポーザルの相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、自動販売機設置、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また相手方を決定するものではない。